

「高齢」保障と高齢者の功績

関ふ佐子

1 「高齢」保障の課題

なぜ我々は、高齢者を「高齢」、すなわち一定年齢（たとえば65歳以上であるという理由のみで、社会保障の対象とするなど特別に支援するのか¹⁾。

多くの国において社会保障制度は、貧困、疾病、障害といった特定の「ニーズ」をもつ者に対する給付として始まった。その後、ニーズを要件としない、高齢者、児童、障害者といった特定の集団に属する者に対する給付やサービスが拡充した。しかし高齢社会となり、若年・中年労働者世代の支払う税や保険料の負担増から、若年者や中年者の負担感が増幅し、若・中年者と高齢者の世代間公正が問われている。単に「高齢」、すなわち一定年齢以上であることのみを支給要件とする社会保障制度に対する疑問が提起されつつある。しかも、先進各国と比べて高齢化のスピードが速いわが国では、若・中年者と高齢者のコンセンサスの醸成を急がねばならない。

この点、たとえば配分的正義をめぐる議論では、生命の質で調整した生存年である「質調整生存年（QALY/Quality Adjusted Life Years）」に基づく医療資源の配分が提唱されてきた²⁾。資源投下が生み出す生存期待年の総和が最大となるよう、医療資源を配分するのである。QALYに基づくニーズが同様の若年者と高齢者が存在する場合、一般的に救急医療では、高齢者よりも若年者に医療資源が割り当てられる。しかしこれは、高齢者差別である。批判され

1) 本テーマは、道幸哲也先生に育てられつつ執筆した博士論文以来問い続けてきたテーマである。博士論文をいまだ公表できておらず、道幸先生の学恩に答えられていないところ、論文の主要部分であり、いまだ悩み続けている最終章の一部を本稿とする。「いいかげんにしろ」という声が聞こえてきそうだが、道幸先生には、これからも元気に見守っていただければと願う。

ている。各種の議論があるなかで、ニーズ以外の理念にも注目し、これまで社会に貢献してきた高齢者の「功績」を評価して、高齢者に資源を配分すべきとの見解を本稿は検証する。

現在、年金・医療・介護制度をめぐる改革が進むなかで、社会保障関係費の抑制策が先行した場合、例えば市場によっては担いきれない高齢者のニーズが疎かにされかねない。安心した尊厳ある生活は、人生の終盤において、より一層保障されるべきである。高齢者の人としての尊厳を侵害する済し崩しの制度改革と、世代間不公正の増幅の双方を回避せねばならない。高齢者の尊厳を担保する高齢者支援への合意を得るためには、貧困や疾病といったニーズのみではなく、特定の年齢を保障の支給要件とする法制度の正当化根拠を解明する必要がある³⁾。

このため本稿では、2で社会保障の対象とすべき高齢者の年齢について簡単に検証する⁴⁾。次に、アメリカでの議論を素材に、高齢者に社会保障資源を配分する正当化根拠を3で探る。とりわけ、わが国で研究されていない「功績」という理念について、掘り下げて考察する。高齢者に資源を配分し「高齢」を保障するとしても、65歳以上の者すべてを保障の対象としては世代間不公正が増幅するため、第1の議論は、第2の議論の前提となる。

2) 大日康史＝菅原民枝「医療・公衆衛生政策における生命価値の算定：諸外国での実用例と日本での研究例」日本リスク研究学会誌17(2)(2007年)57-64頁、浅井篤「QALYと医療資源配分」伊勢田哲治＝櫻則章(編)『生命倫理学と功利主義』(ナカニシヤ出版、2006年)193-217頁、George P. Smith, *Social Justice and Health Care Management: An Elusive Quest*, 9 *HOUSS. J. HEALTH L. & POLY* 1, 30-32, Aki Tsuchiya, *QALYs and Ageism: Philosophical Theories and Age Weighting*, 9 *HEALTH ECON.* 57-68 (2000)。

3) 「ニーズ」ではなく「高齢」を根拠に公的な保障を行うことの是非について検証した先駆的研究に、BERNICE L. NEUGARTEN, ED., *AGE OR NEED: PUBLIC POLICIES FOR OLDER PEOPLE* (1982) があり、本稿が受けた示唆は大きい。

4) 高齢者と年齢の関係について、詳しくは拙稿「高齢者と年齢」週刊社会保障2483号(2008年)42-47頁参照。

2 高齢者と年齢

(1) 高齢者は65歳からか

老年従属人口指数(生産年齢人口(15-64歳人口)に対する老年人口(65歳以上人口)の比率)は、2011年現在の36.7%(働き手2.7人で高齢者1人を扶養)から2020年には48.8%(2人で1人を扶養)、2055年には79.4%(1.3人で1人を扶養)になると推計され⁵⁾、働き手が高齢者を支えきれぬだろうかと危惧されている。

老年従属人口指数などの数字は、高齢社会の危機感を高め、働く人の負担感を増幅するとともに、ともすると、具体的に誰が誰を支えるのかという中身の検証をしないまま、高齢社会の負担のあり方を危惧する論拠ともなっている。高齢者が65歳以上の者で、それを支える者が15歳から64歳の者だと想定すると、高齢者に十分な安心を提供する社会保障制度を将来にわたって構築していくのは、働き手の負担が大きく、そもそも難しい。

この点、各種統計をもとに75歳以上を高齢者と呼ぶべきであると主張されるなど、高齢者を65歳以上の者と定義することの是非が問われている⁶⁾。老年人口を65歳以上、生産年齢人口を64歳までと定義しないならば(15歳から生産年齢人口といえるかも疑問である)、老年従属人口指数は変わってくる。高齢社会における負担のあり方を検討する際には、そもそも誰が誰を支えるのか、保障する人間像と、それを支える人間像をより明確にしたうえで、議論を

5) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2011)表2-8 将来推計人口の年齢構造に関する指標：2005-55年」(<http://www.jpss.go.jp/>(2011年11月14日))。

6) 高橋祐一「論壇 75歳以上を高齢者に一歩介護高齢者900万人時代か」週刊社会保障2442号(2007年)42頁。社会保障の対象とすべき高齢者の年齢、具体的には高齢者の定義を「65歳以上の者」から変更する点について、アメリカではすでに1980年代には議論されている。Douglas W. Nelson, *Alternative Images of Old Age as the Bases for Policy*, 143-150, in NEUGARTEN, *supra* note 3, at 150-156は、高齢者を75歳以上の者と定義することを提案している(152頁)。この他、高齢者のニーズに着目すると、高齢を理由とする社会保障制度は70歳以上を対象とすると効率性が上がると主張する、Elizabeth Kutza & Nancy Zweibel, *Age as a Criterion for Focusing Public Programs*, in NEUGARTEN, *supra* note 3, at 84-86、社会的・生物学的・法的な年齢などについて分析する、Carol D. Austin & Martin B. Loeb, *Why Age Is Relevant in Social Policy and Practice*, in NEUGARTEN, *supra* note 3, at 265-270 参照。